

## 都道府県医療審議会の委員構成について

第36回社会保障審議会医療部会  
平成25年11月22日

参考資料1

- 医療法施行令において、都道府県医療審議会は、委員30人以内で組織するとされている。
- また、委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命するとされている。
- 医療保険者を委員に任命している都道府県の数、委員になっている医療保険者の所属等は以下のとおり。  
※ 医療保険者は、「医療を受ける立場にある者」として委員に任命されている。

医療保険者を委員に任命している都道府県

38

・上記のうち、医療保険者の所属別都道府県数  
(重複有り)

国民健康保険団体連合会支部が委員	33
健康保険組合連合会支部が委員	24
全国健康保険協会支部が委員	4
社会保険診療報酬支払基金支部が委員	1

・上記のうち、医療保険者の委員数別都道府県数

1名	15
2名	22
3名	1